

仕様書

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「発注者」という）と〇〇〇〇〇株式会社（以下「受注者」という）とは、本仕様書により貸貸借業務を行うものとする。

1. 貸貸借料金

- (1) 発注者は受注者に対して別表 1 記載の 1 症例単価に一月あたりの内視鏡下診療行為数（以下、症例数という）を乗じた金額（以下、貸貸借料金という）及びその消費税相当額（以下、これらを貸貸借料金等という）を別表 1 記載の支払期日までに同表記載の方法により支払ものとする。
但し、貸貸借料金が本仕様書の他の条項の定めにより変更されたときは、発注者は受注者に対し変更後の貸貸借料金等を支払ものとする。
症例とは、厚生労働省告示の「一般医科診療報酬点数表」に記載されている、内視鏡を用いた診療及び治療行為を指す。
- (2) 発注者は受注者に対し、いかなる法律関係にもとづく債権もしくは履行請求権をもってしても、貸貸借料金等を支払わないこと又はその支払を遅延させることの理由とすることはできない。但し、天変地異等のやむを得ない事情がある場合には、別途、発注者受注者間で協議の上、合理的な対応を行うものとする。

2. 貸貸借料金の管理

- (1) 発注者と受注者は、発注者における貸貸借料金の実質的負担がその実際に実施される症例数に応じたものとするを実現するために 2(2)の措置をとるものとする。
- (2) 発注者は、各月末日の翌日から 10 日以内に当該各月において実際に実施された症例数を受注者に対して受注者所定の書式により通知する。
- (3) 本条における実際に実施された症例数には、貸与物件による症例数のみならず別表 1 記載の設置場所において実施された全ての症例数を含むものとする。

3. 貸貸借契約（以下本契約という）の内容の改定

- (1) 本契約の内容は、別表 1 記載の契約内容改定時期において、同表記載の契約改定方法に従い、同表記載の契約内容改定基準に照らして改定該当となった場合は、発注者の選択によりその本契約期間又は 1 症例単価につき変更されるとともに、別途定める保守還元割引の適用があるときは、貸貸借料金基準金額につき保守還元割引額相当額において減額し、それに応じて 1 症例単価を減額する変更を行う。
- (2) 受注者は、3(1)による変更の有無にかかわらず、別表 1 記載の契約内容改定時期の 3ヶ月前までに、3(1)前段の適用による契約内容改定の該非及びこれに該当する場合にはこれに加えて、本契約期間又は 1 症例単価のいずれか一方について発生するそれぞれの場合における変更内容並びに保守還元割引適用の有無及びこの適用の有る場合にはこれに加えて保守還元割引額並びに以上を総合した結果として変更された本契約期間、1 症例単価又はその両方を、発注者に対し書面により通知する。
- (3) 発注者は、3(2)の書面による通知を受けたときはこれを確認した上、別表 1 記載の契約内容改定時期の 2ヶ月前までに、3(1)前段の適用による契約内容改定に該当しない場合には、当該通知を確認した旨を、これに該当する場合には、本契約期間又は 1 症例単価のいずれを

変更するかについての意思表示を、書面に記して、これを受注者に対し交付する。

(4) 3(1)による本契約内容の改定における改定方法及び改定基準の適用にあたって用いられる「実際に実施された症例数」は2(3)によるものとする。

4. 発注者又は受注者による本契約の変更

(1) 発注者における実際に実施された症例数が別表1記載の症例予定数に著しく満たない場合（連続した6ヶ月間において実際に実施された症例数が別表1記載の症例予定数に比し70%を下回った場合には、著しく満たない場合とみなすものとする。）は、受注者は、書面により発注者に対し通知し、発注者と協議の上、別表1記載の1症例単価につき、3.(1)による変更の効力が生じる以前にあっては別表1記載の1症例単価の2倍以内において、3.(1)による変更の効力が生じた後にあっては変更後の1症例単価の2倍以内において、これを増額変更する改定をし、あわせてこれに応じ別表1記載の症例予定数又は変更後の症例予定数を減じる改定ができる。

また、発注者における実際に実施された症例数が別表1記載の症例予定数を著しく超過した場合（連続した6ヶ月間において実際に実施された症例数が別表1記載の症例予定数に比し130%を上回った場合には、著しく超過した場合とみなすものとする。）は、発注者は、書面により受注者に対し通知し、受注者と協議の上、別表1記載の1症例単価につき、3.(1)による変更の効力が生じる以前にあっては別表1記載の1症例単価の0.5倍以上において、3.(1)による変更の効力が生じた後にあっては変更後の1症例単価の0.5倍以上において、これを減額変更する改定をし、あわせてこれに応じ別表1記載の症例予定数又は変更後の症例予定数を増加する改定ができる。

いずれの場合もその変更後の1症例単価の算出は、原契約開始時に定めた1症例単価と原契約全期間に想定された予定症例数の積を変更後に実現すべきことを目標とした計算式によりこれを行うものとする。

また、これらの場合の契約内容の変更は通知のあった翌月の初日から効力を生じるものとする。

(2) 受注者は、4(1)による契約内容の変更を行う際に、発注者と受注者が協議のうえ、本契約期間につき別表1記載の契約期間の開始日から最長満72カ月以内の範囲内において本契約期間を延長する改定をすることができるものとする。

この場合の本契約期間の変更の効果はその通知のあったときに生じるものとする。

(3) 第1項における実際に実施された症例数は2.(3)によるものとする。

(4) 発注者は、(1)、(2)の通知を受けたときは直ちにその受書を受注者に対して交付するものとする。

(5) (1)、(2)の改定が3.(1)による契約内容の変更がなされる前にあったときは、発注者につき3.(1)は適用されないものとする。

5. 発注者は、本仕様書の定める内容の変更については、発注者と受注者が協議のうえ、これを行うものとする。

6. 本契約の変更又は解除により、受注者の予定収益に変更が生じた場合には、発注者は受注者に対し、別表1に定める賃貸借料総額から発生済みの賃貸借料累計額を控除した金額を受注者が取得することを基準として発注者受注者協議の上定める金

額を受注者に支払うものとする。

7. 受注者が発注者に提供するメンテナンスサービスは、以下(1)及び(2)の通りとする。

(1) メンテナンスサービス

I 受注者は、別表2(B)記載のメンテナンス欄に有と記載された貸与物件及び別表2(D)記載の物件(ソフトウェア等を含む。以下、総称してメンテナンス物件という)につき、VPP契約期間内においてメンテナンスサービスを実施する。

但し、受注者はメンテナンスサービスを別表2(A)記載の受注者指定業者又はメンテナンス物件の製造者若しくは供給元サービスセンター(以下、メンテナンス指定業者という)により行うものとする。

II 貸与物件につきメンテナンスの必要あるときは、発注者は別表2(A)記載の受注者指定業者に対して直接メンテナンス要請を行うものとし、受注者はメンテナンス指定業者に対して直接発注者に対するメンテナンスサービスを実施させるものとする。

III メンテナンスサービスは、別表2(A)に記載する内容とする。

IV メンテナンスサービスが行われる場合、発注者は、受注者又はメンテナンス指定業者の求めに応じ次の行為を含めこれに協力をするものとする。

① メンテナンス物件につき受注者又はメンテナンス指定業者がその製造者又は供給元サービスセンターとの間において有効な連絡ができるよう必要な措置をとること。

② メンテナンス物件につきそのメンテナンスサービスに必要なマニュアル資料その他の情報を収集し受注者又はメンテナンス指定業者に無償で貸与又は提供すること。

③ メンテナンス物件の設置場所において、メンテナンスサービスを行う上で必要となる範囲で、水道、電気等は無償で使用させること。

V 発注者は、貸与物件に故障等修復の必要を発見したときは直ちに受注者又はメンテナンス指定業者にこれを通知するものとする。

VI メンテナンスサービスにより交換された旧部品等の所有権(それに搭載される知的財産権を含む)は受注者に帰属し、受注者はこれを自由に処分できるものとする。

VII 受注者またはメンテナンス指定業者は、メンテナンス物件にメンテナンスサービス対象であることを明示する標識を貼付することができるものとし、発注者は、VPP契約期間中、貼付された標識を維持するものとする。

VIII 受注者は、受注者が書面により申請し、発注者がこれを書面により承諾した場合契約期間中にメンテナンス指定業者を変更できるものとする。

IX 受注者またはメンテナンス指定業者によるメンテナンスサービスの提供にあたり、メンテナンス物件に格納されるデータ等については、発注者自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、受注者またはメンテナンス指定業者は、当該データ等の喪失、抹消等に関して、一切責任を負わない。

(2) 保守還元割引

受注者は、3.(2)に定める通知に先立ち、添付の保守還元割引計算表に従い保守還元割引の適用有無及び保守還元割引額を確認するものとする。

8. 発注者は貸与物件の変更を以下の定めるところにより行うことができる。

(1) 貸与物件の変更

I 発注者は、賃貸借契約期間の開始日から起算して12ヶ月経過した日以降、次の条件の全てを満たすことを条件として、次項の定めに従い、貸与物件中、別表2(B)記載のその変更対象欄に「可」と記載されたもののうち発注者が任意に選択した物件（以下「変更対象物件」という）を、貸与物件から取り除くことができるものとする。

但し、次項に定める発注者の申し出を受けて、受注者が行う与信判断の結果如何によつては、これが出来ない場合がある。

i 賃貸借契約期間の開始日以降にオリンパス株式会社が新たに販売を開始した製品であつて、別表2(B)により判断される当該変更対象物件の製品カテゴリ種別と同一製品カテゴリに属するものとして受注者が定める物件（以下「導入対象物件」という）を、受注者所定の条件に則つて、受注者から新たに借り受けること。

ii 導入対象物件について、次項に定める使用終了日の翌日を発効日として、前号の受注者所定の条件を定めた賃貸借契約を受注者と締結すること。

iii 第i号に基づき発注者が借り受ける導入対象物件が、変更対象物件1物件につき1物件であること。

iv 次項に定める変更契約を受注者と締結すること。

II 発注者は、前項の定めに基づき変更対象物件を貸与物件から取り除くことを希望する場合、当該変更対象物件の使用終了希望日の2ヶ月前までに、その旨を受注者に使用終了希望日を特定して申し出るものとする。

発注者及び受注者は、当該発注者の申し出があつた場合、発注者受注者協議の上定める変更対象物件の使用終了日（以下「使用終了日」という）の翌日以降において、変更対象物件を除く貸与物件に関して適用されるべき別表1記載事項である賃貸借料並びに次項に定める変更手数料及び変更時調整金の額を、速やかに発注者に提示すること。

受注者による当該提示の後、当該使用終了日までに、発注者及び受注者が、次の項目を含む変更対象物件を貸与物件から取り除く旨の変更契約を締結する。

i 前項に定める変更対象物件

ii 本項に定める使用終了日

iii 本項に定める使用終了日の翌日以降に適用されるべき別表1記載事項であるV P P料金

iv 次項に定める変更手数料及び変更時調整金

III 前2項により変更対象物件が貸与物件から取り除かれる場合、発注者は受注者に対して、当該変更対象物件につき、添付の変更手数料表記載の変更手数料算出方法に基づき算出された変更手数料を同表記載の支払条件に従い支払うものとする。

また、発注者及び受注者は、当該変更対象物件につき、変更時調整金精算表記載の変更時調整金精算基準に基づき算出した変更時調整金の額につき、同表記載の精算条件に従い精算を行うものとする。

9. レポートの提供

受注者は、発注者に対して、発注者における症例実施状況、機器修理状況及びこれらのベンチマーキングを内容とするレポートを半年に一度を目安とする定期提供するものとする。

10. その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者協議してこれを定める